

規制の事後評価書

法令の名称：医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律

規制の名称：被保険者記号・番号等の告知要求制限

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課

評価実施時期：令和7年1月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の仕組みの導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、資格情報の管理のための被保険者記号・番号等を個人単位化するため、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で被保険者記号・番号等の告知を求めることを禁止する。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①被保険者等のプライバシー侵害発生 の未然防止効果	事前評価時	指標の設定は困難。
	事後評価時	指標の設定は困難。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

遵守費用は発生しない。

■行政費用

行政費用は発生しない。

■その他の負担

被保険者記号・番号等を用いて顧客情報の管理を行うことができなくなる点において、事業者の営業方法への影響が考えられる。

一方で、規制の新設後も、健康保険事業の遂行等の目的では許認可などの行政手続を経ずに利用でき、また被保険者記号・番号等の告知に該当しない範囲内で、被保険者証や資格確認書を本人確認書類として利用することは引き続き可能であるため、事業者の営業方法への影響は限定的である。

3 考察

本件規制により、個人単位の被保険者記号・番号等を利用したデータ突合により被保険者等のプライバシーという重要な権利が侵害されるおそれを未然に防ぐことができる。

一方で、本件規制の新設による遵守費用や行政費用は発生せず、本件規制によって生じる間接的影響も限定的であるため、本件規制は妥当であり、今後も継続する必要がある。